

令和4年度成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）公募要領（第2回公募）新旧対照表（傍線部分は修正部分）

令和4年7月15日掲載版	令和4年6月27日掲載版
<p>令和4年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）公募要領（第2回公募）</p> <p>【本事業における注意事項】</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。</p> <p>⑥～⑦ 略</p> <p>1. ～3. 略</p> <p>4. (1) 略</p> <p>4. (2) 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度交付決定日）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠</p> <p>補助事業期間～ファンド等の出資者の要件 略</p> <p>その他の申請要件 ○応募申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には、主たる研究等実施機関に出資する旨のファンド等の出資者による誓約書の提出があること（出資予定額及び出資予定時期の記載必須）。 ※当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度交付決定日から補助事業終了後1年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の1/2を正当な理由なく下回った場合、以降当該ファンド等の出資者は本事業におけるファンド等の出資者として認めません。また、当該ファンド等の出資者の名称については、公表する場合があります。 ※研究開発プロジェクトの成否は、40 ページ記載の最終評価によります。 以下略</p> <p>5. (1) ～ (6) 略</p> <p>5. (7)</p>	<p>令和4年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）（旧サポイン事業、旧サビサポ事業）公募要領（第2回公募）</p> <p>【本事業における注意事項】</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 経済産業省から採択結果を公表する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。</p> <p>⑥～⑦ 略</p> <p>1. ～3. 略</p> <p>4. (1) 略</p> <p>4. (2) 高度化指針を踏まえて研究開発等を行う中小企業者等であって、補助事業開始（初年度採択結果公表）から補助事業終了後1年までの間に、当該研究開発プロジェクトに関し、ファンド等の出資者からの出資を受けることが見込まれる事業者を支援する枠</p> <p>補助事業期間～ファンド等の出資者の要件 略</p> <p>その他の申請要件 ○応募申請時に、当該研究開発プロジェクトが成功した場合には、主たる研究等実施機関に出資する旨のファンド等の出資者による誓約書の提出があること（出資予定額及び出資予定時期の記載必須）。 ※当該研究開発プロジェクトが成功したにも関わらず、初年度採択結果公表日から補助事業終了後1年間経過後までの累計出資額が、補助金として支払われた額の1/2を正当な理由なく下回った場合、以降当該ファンド等の出資者は本事業におけるファンド等の出資者として認めません。また、当該ファンド等の出資者の名称については、公表する場合があります。 ※研究開発プロジェクトの成否は、40 ページ記載の最終評価によります。 以下略</p> <p>5. (1) ～ (6) 略</p> <p>5. (7)</p>

①補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは補助対象経費になりません。

②次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

※以下に記載する経費であっても、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に定められた経費であれば間接経費として計上することはできません。

- 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要）で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）
- 公租公課（ただし、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）については、以下⑤を参照のこと。）
- 還付制度のある海外付加価値税
- 各種保険料（展示会等出展、本事業で購入した機械装置備品に係るものを除く。）
- 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 経済産業局等による検査、評価等への対応に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタ、自動車等（修理費・車検費用含む）など）の購入費（研究開発に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とすることが可能）
- 原則として中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. ～9. 略

別表1 略

別表2 略

①採択公表日から事業期間開始となります。事業期間開始前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したものは補助対象経費になりません。

②次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。

※以下に記載する経費であっても、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に定められた経費であれば間接経費として計上することはできません。

- 採択結果公表日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上（覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要）で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。）
- 公租公課（ただし、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）については、以下⑤を参照のこと。）
- 還付制度のある海外付加価値税
- 各種保険料（展示会等出展、本事業で購入した機械装置備品に係るものを除く。）
- 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
- 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 経済産業局等による検査、評価等への対応に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタ、自動車等（修理費・車検費用含む）など）の購入費（研究開発に真に必要なものであり、相応の理由があるものについては補助対象とすることが可能）
- 原則として中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. ～9. 略

別表1 略

別表2 略